

令和6年度西都市子育て世代 移住促進住宅取得助成金交付事業

西都市は子育て世代の移住・定住促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」する子育て世代の転入者に対し、助成金を交付します！

対象者（すべてに該当すること）

- 転入者である方
- 申請日時時点で40歳未満の方又は中学生以下の子どもを養育し同居している方
- 新築住宅の工事、新築住宅・中古住宅の購入のいずれかを行う方
- 世帯員全員が西都市税の滞納がない方
- 自治会に加入している又は加入予定の方
- 過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付を受けていない方
- ※**転入者**…西都市への転入予定者で、申請日から直近3年間西都市に住所を有しない方
既に転入している場合は、転入前の3年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において**転入後3年以内の方**

助成金の額

- 新築住宅（工事又は購入）×**市内**業者を利用した場合 200万円
- 新築住宅（工事又は購入）×**市外**業者を利用した場合 100万円
- 中古住宅購入の場合 50万円

対象の住宅

- 新築住宅の工事
 - ・建物本体の工事に係る費用が税込1,000万円以上のもの
 - ・**工事着工後～完成前**であるもの
- 新築住宅の購入
 - ・建物本体、土地及び建物に付随する施設の費用が税込1,000万円以上のもの
 - ・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
 - ・売買契約締結後～引渡し前であるもの
- 中古住宅の購入
 - ・西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
 - ・購入費（土地代含む）が税込300万円以上のもの
 - ・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の3親等以内の親族でないもの
 - ・**売買契約締結後～引渡し前**であるもの

申請の方法

申請する場合は以下の書類の提出が必要です。

- ・交付申請書
- ・事業計画書、収支予算書
- ・工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・立面図・平面図の写し
- ・新築住宅の工事にあっては、工事の着工を証明するもの
- ・本人及び世帯員の市税完納証明書
- ・工事中新築住宅（購入の場合は対象住宅）の現況全景写真
※1枚で撮影できない場合は別方向から2枚
- ・住民票の写し（市町村役場で取得したもの（原本に限る）、世帯全員の続柄の記載があるもの）
- ・戸籍の附票（転入前直近3年間の住所が確認できるもの）

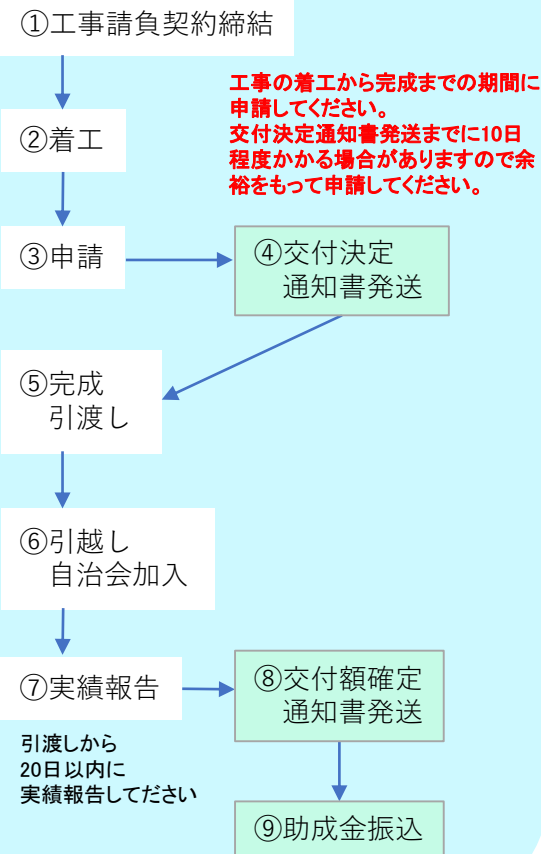
様式はコチラからも
ダウンロードできます⇒



助成金の流れ

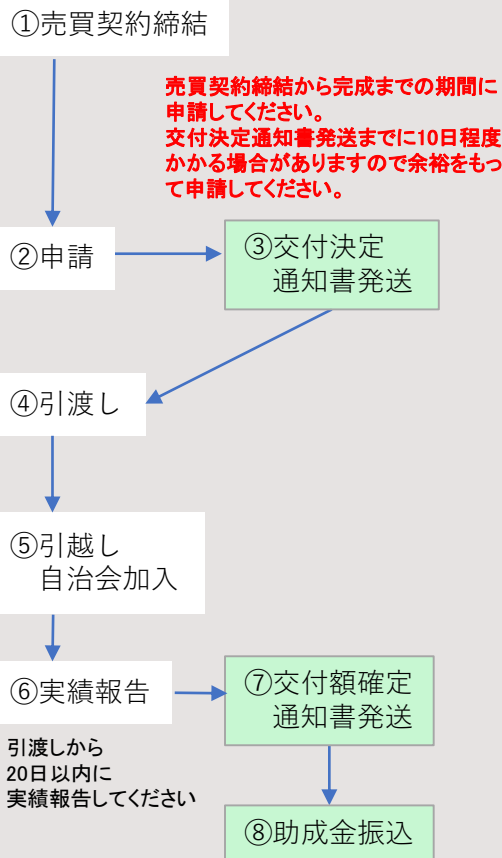
新築住宅の工事

□…申請者が行うこと □…市が行うこと



新築住宅・中古住宅の購入

□…申請者が行うこと □…市が行うこと



申請における注意事項

- 予算には限りがあり、予算額に達し次第終了します。※申請の予約はできません。
- 収益物件（例：取得した住居を賃貸経営する等）は対象外です。
- 申請者や住宅の状況により追加書類を提出していただく場合がありますのでお早めに相談をお願いします。

問合せ・申込先

- 西都はじめる相談窓口（移住・定住支援センター）
〒881-0012
宮崎県西都市小野崎1丁目55番地
電話：080-6470-4065
開所時間：10時～17時
定休日：年末年始

西都市ホームページ⇒



〈令和6年度子育て世代移住促進住宅取得助成金について〉